

愛顔のあいサポートフェス開催等業務委託仕様書

1. 委託業務名

愛顔のあいサポートフェス開催等業務

2. 目的

県では、令和4年度から愛顔のあいサポート運動を実施しており、あいサポーターの養成やあいサポート企業・団体の認定等により、障がいのある方に対する理解や支援の輪は、着実に広がっているところであるが、まだまだ運動の認知度が高いとは言えない状況にある。そのため、「愛顔のあいサポートフェス 2025」を開催することにより、運動の更なる普及拡大を図ることを目的とする。

3 委託上限額

3,791,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5. フェスの概要

(1) 開催日時及び開催会場

開催日時（当日）：令和7年11月9日（日） 9：00～17：00
（当日準備・撤去時間含む。）

（前日）：令和7年11月8日（土） 13：00～17：00（準備のみ）

開催会場：砥部町文化会館 ふれあいホール（伊予郡砥部町宮内1410）
（収容人数約800人）

※「委託者」において会場を仮予約済。

※控室等その他必要な施設の利用については、別途委託者と協議すること。

(2) 対象者及び参加者数

一般県民800人程度

(3) 内容

以下の内容を基本とするが、更なる障がい者理解の促進に繋がり、集客が見込める企画がある場合は、積極的な提案を行うこと。

〔開会行事〕 主催者あいさつ、講師紹介等

〔特別研修〕 第一部：愛顔のあいサポーター研修(40分程度)

第二部：著名人による特別講演（50分程度）

※時間は目安であり、講演者等により調整を行う。

〔マルシェ〕 県内就労支援施設が製造したお菓子や小物類、季節の野菜等の販売、キッチンカーの出店など10店舗程度。

※屋外スペース等において同時開催

6. 業務内容

(1) フェスの開催

①フェスの企画及び運営

- ・開会行事（主催者あいさつ、講師紹介等）を企画・提案内容に含めること。
- ・特別研修のうち第二部の著名人による特別講演は、講演者の選定及び講演内容を企画・提案内容に含めること。また、講演者の選定にあたっては、自身の体験談等で障がいに対する理解促進に繋がる内容を講演でき、全国的にも知名度が高く、集客が見込める方を提案すること。
- ・実施運営マニュアル、進行台本、会場レイアウト等を作成すること。
- ・準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関・講師等出演者・司会者等との連絡調整（謝金及び旅費の支払いを含む）、当日の会場運営、進行管理、講師のアテンド（接待）等、全ての運営業務を委託者と協議の上、行うこと。併せて、司会進行、進行ディレクター、音響、照明については、各1名ずつ計4名配置を行うこと。その他会場には、運営に要する人員を適切に配置すること。
- ・開会行事を含め特別研修については、手話通訳3名及びパソコン要約筆記4名を配置すること。（11月9日（日）4時間程度）
- ・手話通訳が必要な方、車椅子を使用している方等、参加にあたって配慮が必要な方への誘導等を適切に行うこと。
- ・駐車場整理（警備を含む）、会場への誘導について、事故等トラブルがないよう人員配置を行うこと。
- ・関係者と判断できるようスタッフ用名札を作成し、当日着用すること。
- ・事前申込制とし、来場者の管理を行うこと。
- ・マルシェについては、主催者側が出店者を選定するが、出店者との調整、出店に係る手続き及び管理・運営等は受託者において行うこと。
なお、マルシェについては、事前の申込管理は必要ありません。

②会場（音響、照明、舞台装置を含む。）借上げ、設営・撤去

- ・会場施設等（講演会場・講師控室、マルシェ会場）借上げに係る手続きを行い、代金及び付属施設使用料、その他開催に必要な設備等の使用料の支払いを行うこと。
- ・会場内の装飾（垂れ幕・看板・盛花）・音響、会場の案内・誘導看板等の設営及び撤去などを行うこと。
- ・来場者の円滑な動線確保するために、障がいのある方や幅広い年齢層の方に配慮した看板等を会場周辺に設置すること。

③フェス開催チラシの作成

- ・仕様
 - (ア)規格：A4版、片面4色
 - (イ)用紙等：コート紙110kg
 - (ウ)その他：可能な限りグリーン購入に基づく用紙の使用、印刷に努めること
- ・部数は、1,000部とする。
- ・チラシには、別添「愛媛県「三浦保」愛基金シンボルマーク及びロゴタイプ」の表示を行い、基金活用事業である旨を記載すること。

④当日配付資料（当日プログラム、講演資料等）の印刷

- ・委託者があらかじめ提供する当日配付資料（当日プログラム、講演資料等）を印刷し、会場に搬入すること。

(2) 情報発信

①メッセージ動画の作成

- ・著名人が出演する愛顔のあいサポーターに関連するメッセージ動画を作成すること。
- ・出演者は、(1) フェスの開催における特別講演者とし、内容は、自身の体験談等で障がいに対する理解促進に繋がるものとする。
- ・作成した動画は、YouTube チャンネルでも利用可能なファイル形式で納品すること。
- ・メッセージ動画は3分程度のものとする。

②デジタルサイネージ用動画の作成及び掲出

- ・愛顔のあいサポート運動に関する動画を作成し、デジタルサイネージに掲出すること。
- ・放映期間は6ヶ月以上とし、掲出場所はJ R松山駅や松山市駅等の人通りが多い場所を提案すること。
- ・動画時間及び形式は、掲出場所に対応したものとする。
- ・デジタルサイネージ以外でもあいサポート運動の認知度向上に効果的な広告媒体があれば、積極的な提案を行うこと。

7. 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、フェスの開催内容等の具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8. 業務実施体制

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。
- (2) 受託者は、本業務委託を指揮する総括管理者を配置すること。
- (3) 総括管理者は、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- (4) 総括管理者は、関係者との連絡調整を行うこと。
- (5) 総括管理者は、委託者との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- (6) 総括管理者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- (7) 総括管理者は、経費、事業内容等、委託者から報告を求められた際は、速やかに対応すること。
- (8) 受託者は、やむを得ない場合を除き、総括管理者を変更しないこと。
- (9) 受託者は、契約締結後速やかに総括管理者の氏名等を委託者に通知すること。

9. 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、委託者と協議を重ねながら適切に履行すること。

- (2) 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 受託者が本業務により制作した成果品の一切の著作権及び使用権は、全て委託者に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないこと。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その費用は委託金額に含むものとする。
- (5) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (6) 成果品について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (7) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (8) 受託者は、個人情報について「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。
- (9) 各業務に係る会場使用料、講師・司会・手話通訳者等出演者への謝礼・交通費、スタッフの人件費等のほか、必要とする資材、機材の運搬費、看板作成費、会場装飾、動画撮影、編集、作成、報告等の一切の費用は委託金額に含むものとする。

10. その他

- (1) 研修の内容等については、委託者と協議の上、決定すること。
- (2) 事業実施にあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに委託者へ報告すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項、又は業務上、疑義が生じた場合は、委託者・受託者双方が協議の上、対応するものとする。